

「第3回 成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる 検討の場」

検証にかかる検討の進め方について【参考資料】

平成23年10月20日

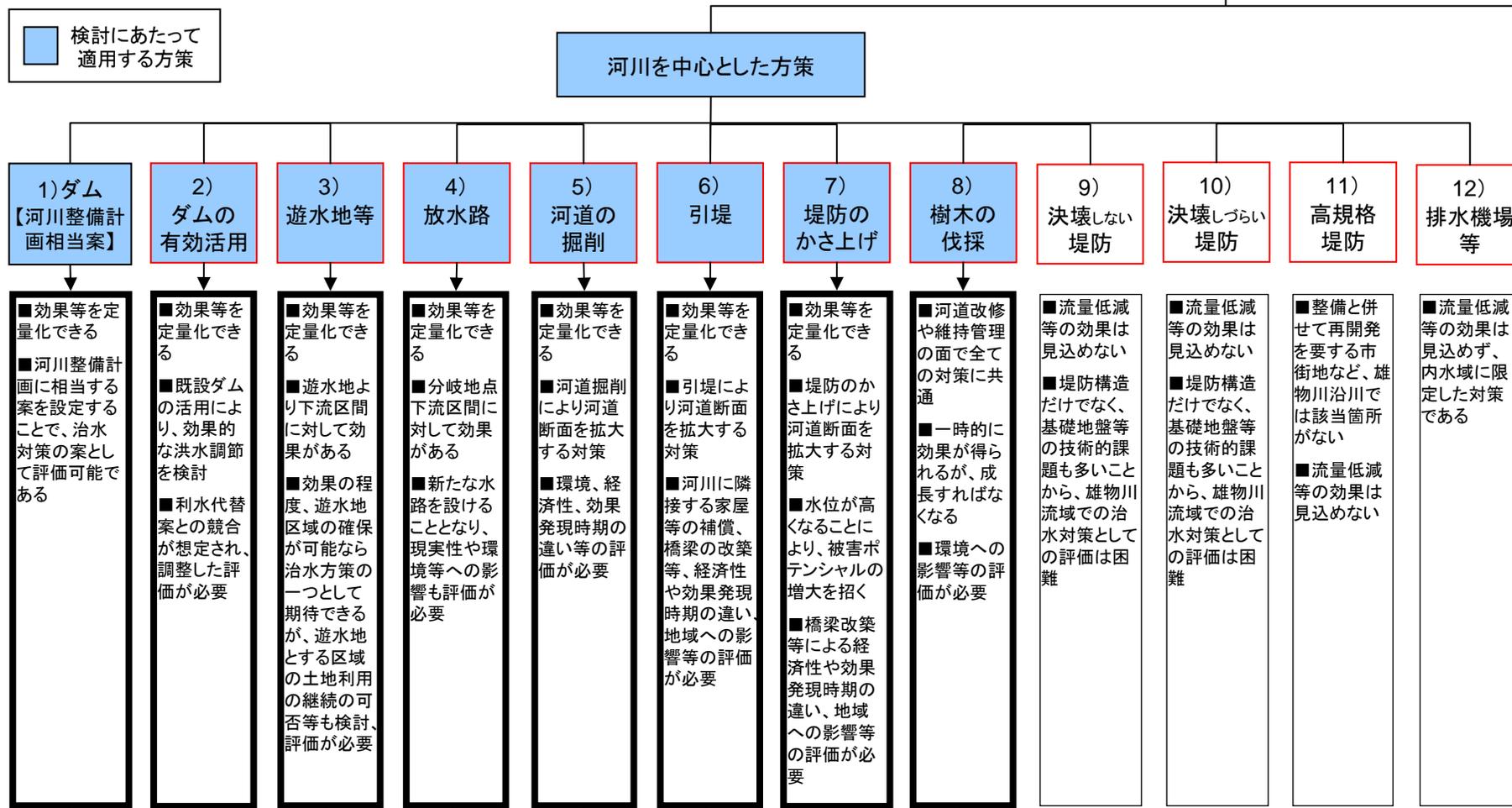
国土交通省 東北地方整備局

複数の治水・利水対策案の立案について《各方策の適用性判定（治水）①-1》

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく方策

* 第2回検討の場説明資料より抜粋

治水方策



● 雄物川流域の現状等から、当該流域において適用できる方策

河川を中心とした方策 ⇒「1・2・3・4・5・6・7・8」

流域を中心とした方策 ⇒「13・14・15・16・17・18・19・21・22・23・24・25」

● これらの方策を組み合わせ、複数の治水方策の組合せ案を検討する。

● 組み合わせた治水方策案について、今後、定量化等の具体的な検討を実施し、評価を行う。

※方策 8) 樹木の伐採、24) 森林の保全、25) 洪水の予測・情報の提供等は全ての対策に共通

複数の治水・利水対策案の立案について《各方策の適用性判定（治水）①-2》

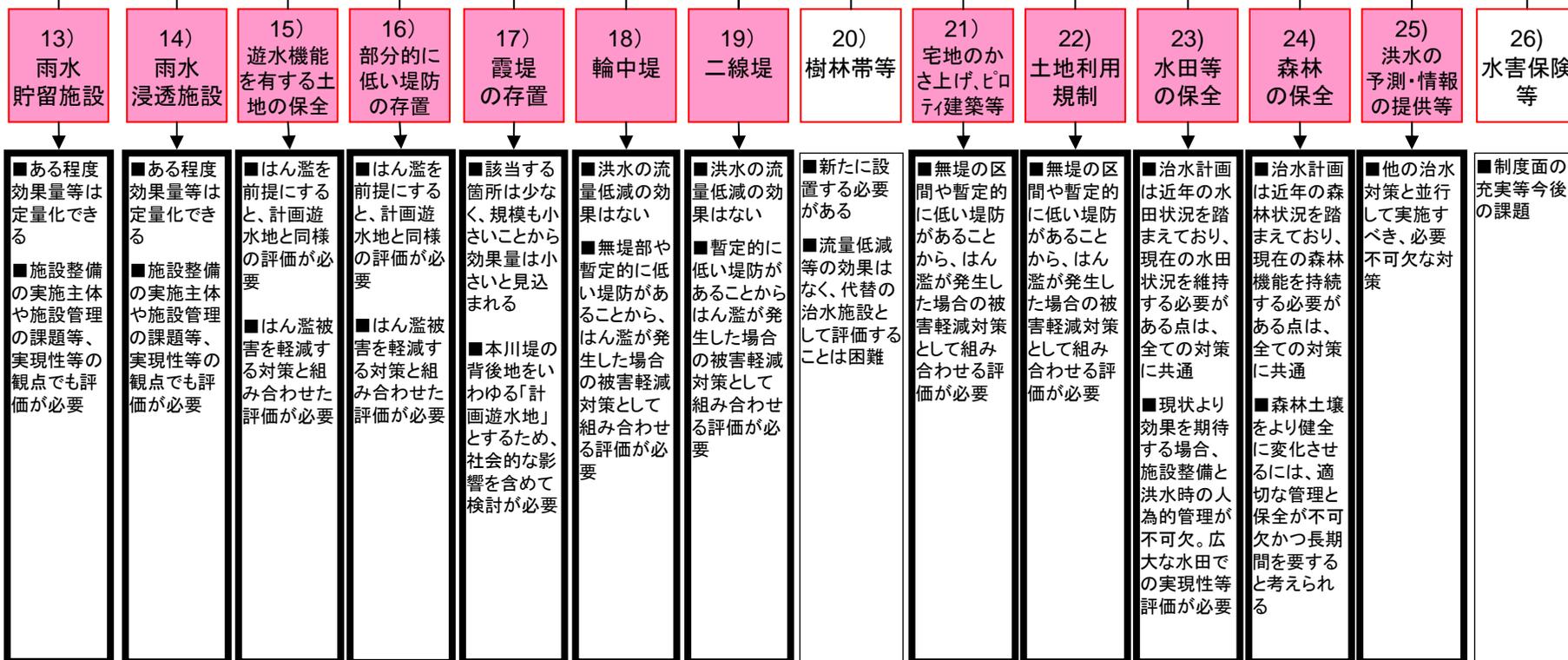
治水方策

* 第2回検討の場説明資料より抜粋

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく方策

流域を中心とした方策

検討にあたって適用する方策



● 雄物川流域の現状等から、当該流域において適用できる方策

河川を中心とした方策 ⇒「1・2・3・4・5・6・7・8」

流域を中心とした方策 ⇒「13・14・15・16・17・18・19・21・22・23・24・25」

● これらの方策を組み合わせ、複数の治水方策の組合せ案を検討する。

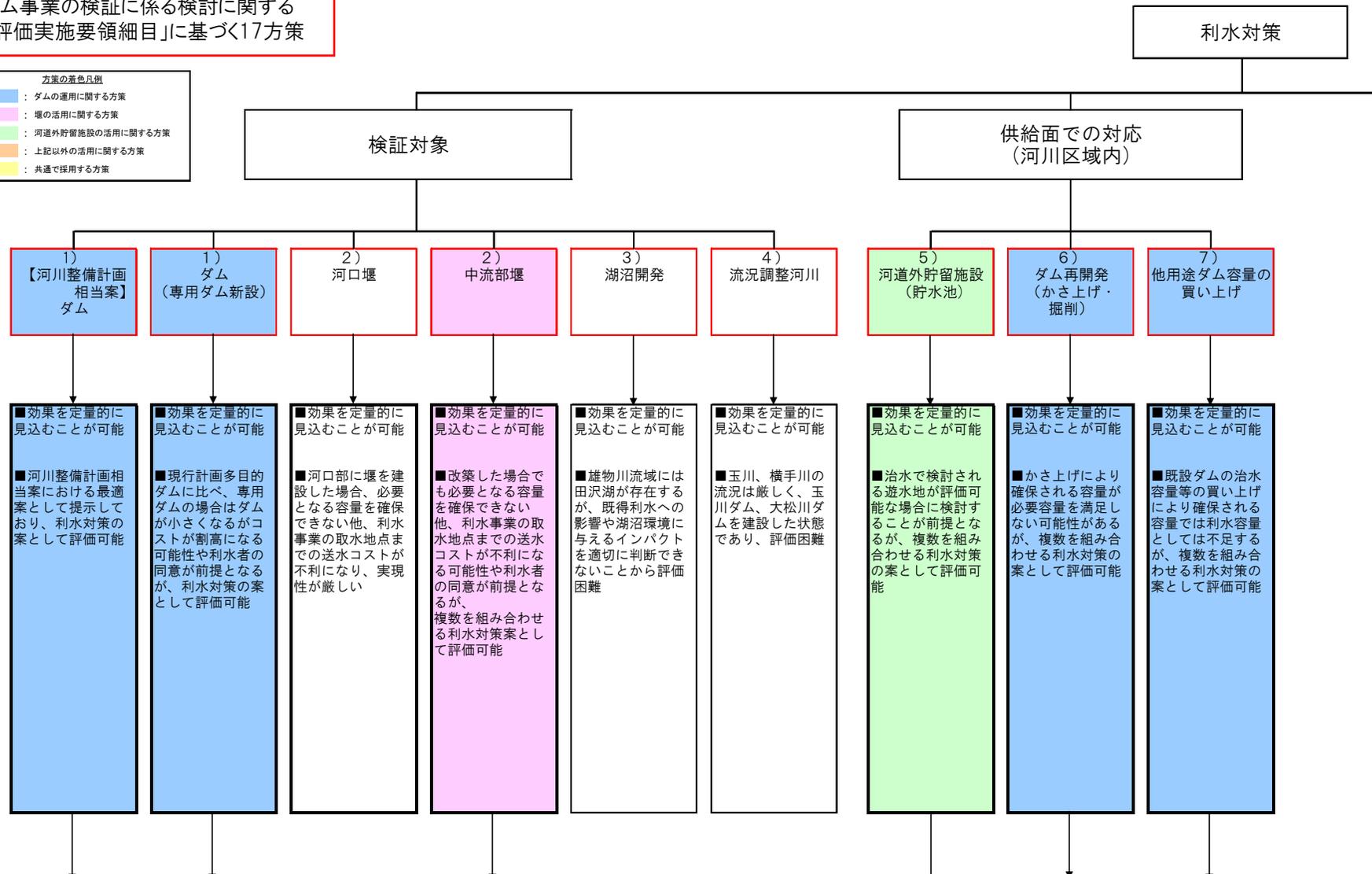
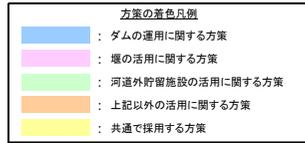
● 組み合わせた治水方策案について、今後、定量化等の具体的な検討を実施し、評価を行う。

※方策 8) 樹木の伐採、24) 森林の保全、25) 洪水の予測・情報の提供等は全ての対策に共通

複数の治水・利水対策案の立案について 《 各方策の適用性判定（新規利水（かんがい））① 》

* 第2回検討の場説明資料より抜粋

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく17方策



- 雄物川流域の現状等から、当該流域において適用できる方策は「1・2・5・6・7・9・10・12・13・15・16」。
- これらの方策を組み合わせ、複数の利水対策案を検討する。
- 組み合わせた利水対策案について、今後、定量化等の具体的な検討を実施し、評価を行う。

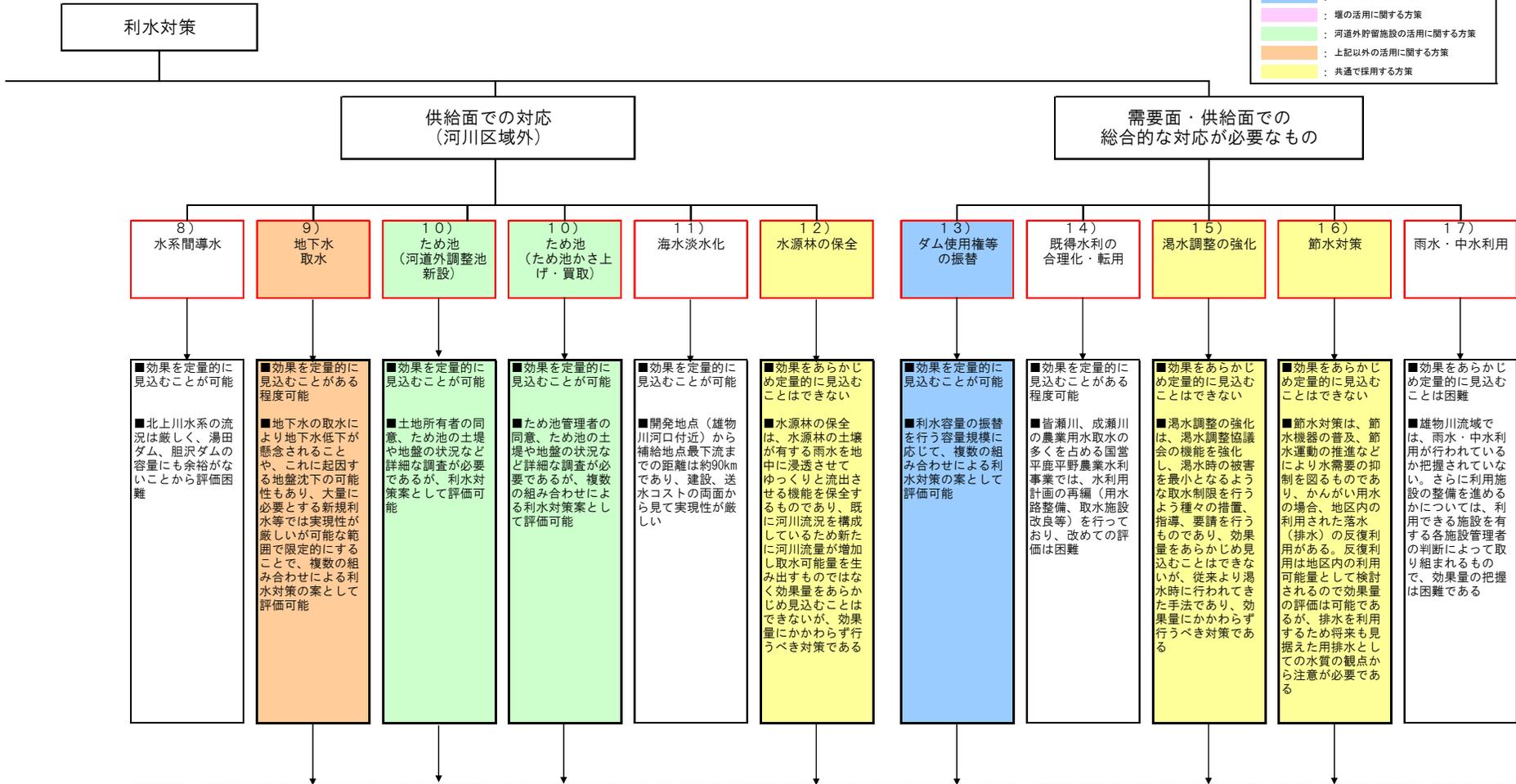
※方策 12) 水源林の保全、15) 渇水調整の強化、16) 節水対策は全ての利水対策に共通

複数の治水・利水対策案の立案について 《各方策の適用性判定（新規利水（かんがい））②》

* 第2回検討の場説明資料より抜粋

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく17方策

方策の着色凡例	
■ (Blue)	：ダムの運用に関する方策
■ (Pink)	：堰の活用に関する方策
■ (Green)	：河道外貯留施設の活用に関する方策
■ (Orange)	：上記以外の活用に関する方策
■ (Yellow)	：共通で採用する方策



● 雄物川流域の現状等から、当該流域において適用できる方策は「1・2・5・6・7・9・10・12・13・15・16」。

● これらの方策を組み合わせて、複数の利水対策案を検討する。

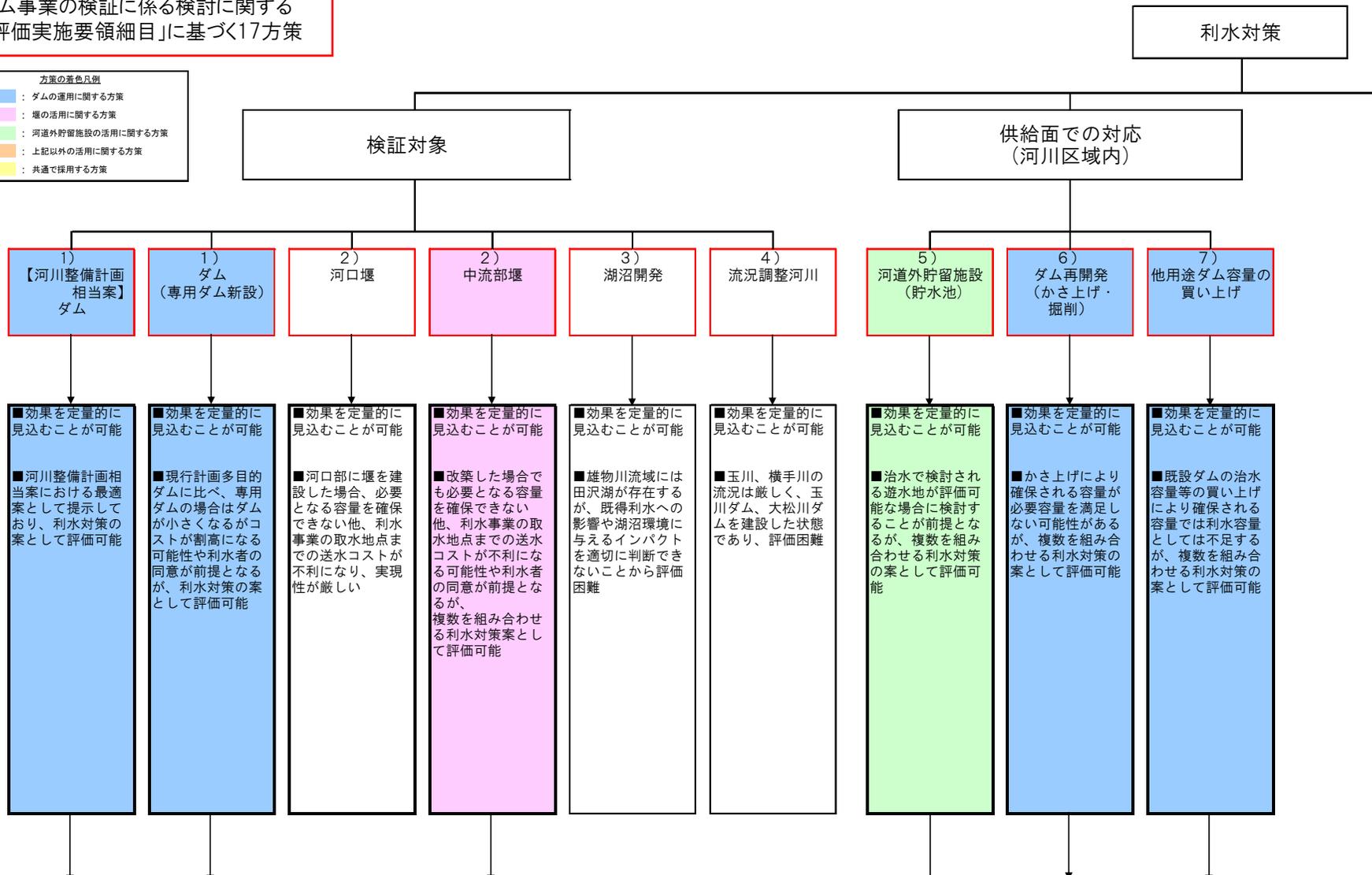
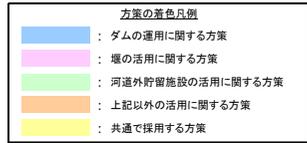
● 組み合わせた利水対策案について、今後、定量化等の具体的な検討を実施し、評価を行う。

※方策 12) 水源林の保全、15) 渇水調整の強化、16) 節水対策は全ての利水対策に共通

複数の治水・利水対策案の立案について 《 各方策の適用性判定（新規利水（水道））① 》

* 第2回検討の場説明資料より抜粋

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく17方策



- 雄物川流域の現状等から、当該流域において適用できる方策は「1・2・5・6・7・9・10・12・13・15・16」。
- これらの方策を組み合わせ、複数の利水対策案を検討する。
- 組み合わせた利水対策案について、今後、定量化等の具体的な検討を実施し、評価を行う。

※方策 12) 水源林の保全、15) 湯水調整の強化、16) 節水対策は全ての利水対策に共通

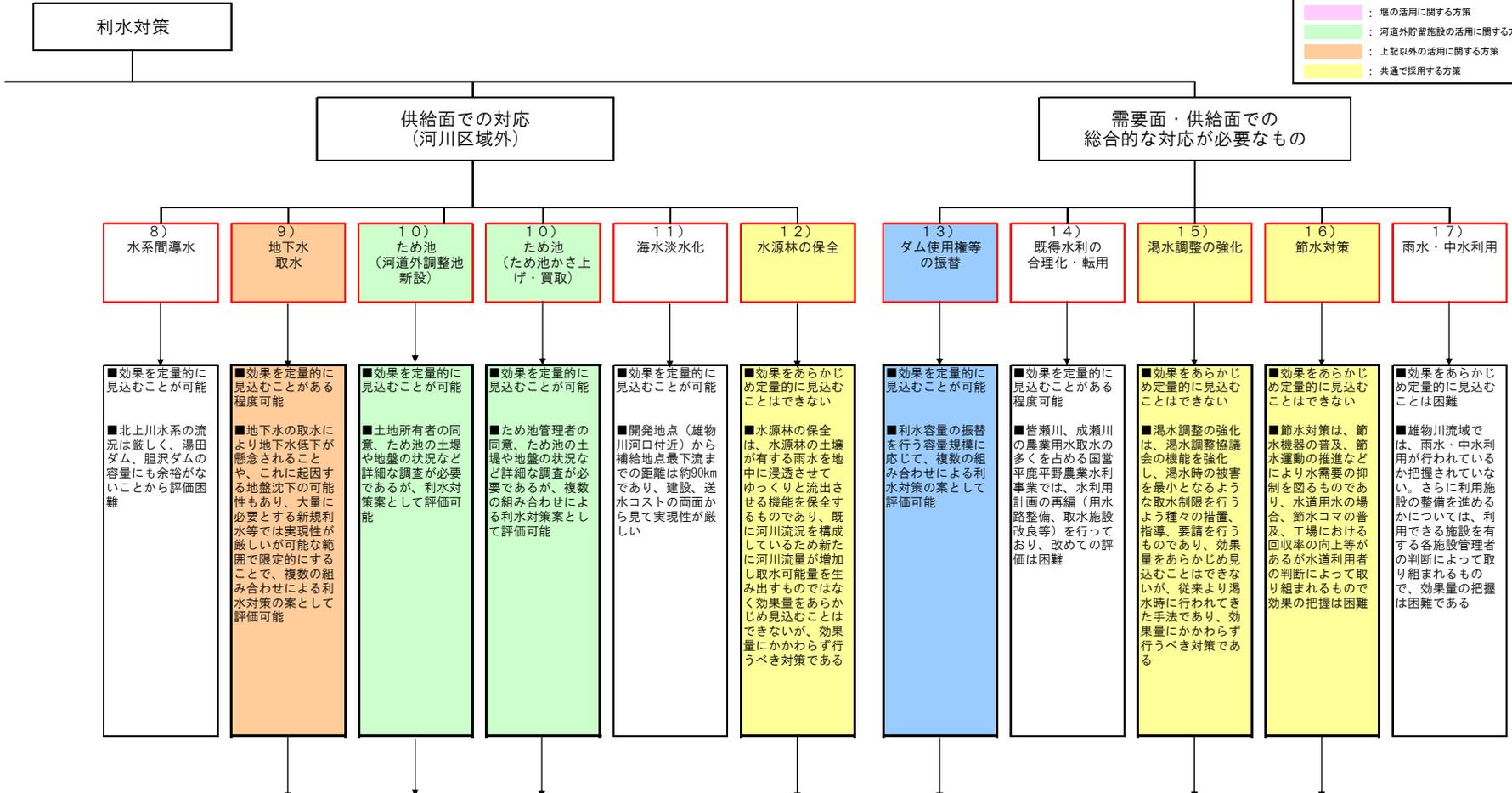
複数の治水・利水対策案の立案について 《 各方策の適用性判定（新規利水（水道））② 》

* 第2回検討の場説明資料より抜粋

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく17方策

方策の着色凡例

- ダムの運用に関する方策
- 堰の活用に関する方策
- 河道外貯留施設の活用に関する方策
- 上記以外の活用に関する方策
- 共通で採用する方策



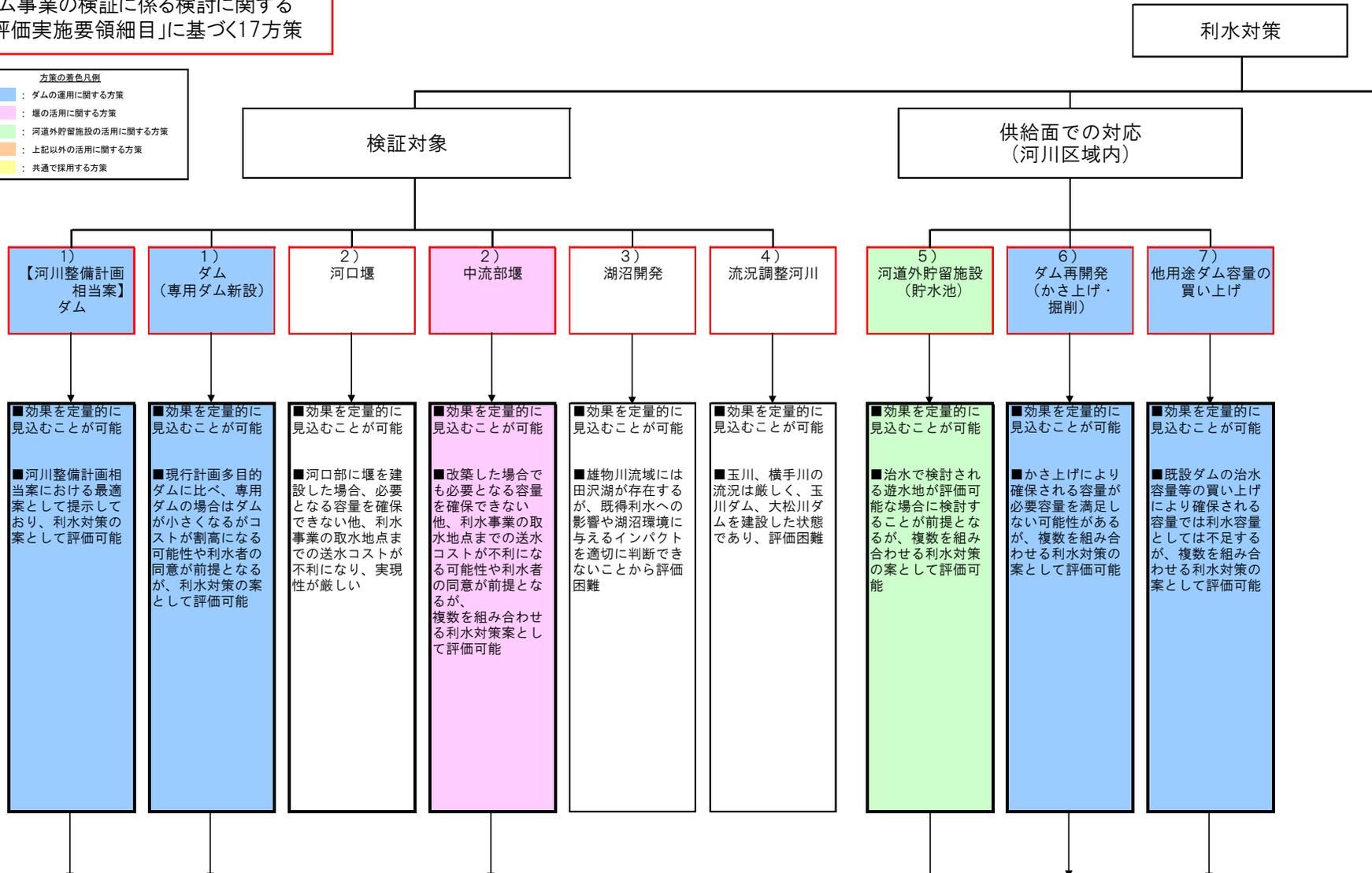
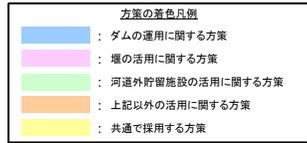
● 雄物川流域の現状等から、当該流域において適用できる方策は「1・2・5・6・7・9・10・12・13・15・16」。
 ● これらの方策を組み合わせ、複数の利水対策案を検討する。
 ● 組み合わせた利水対策案について、今後、定量化等の具体的な検討を実施し、評価を行う。

※方策 12) 水源林の保全、15) 湯水調整の強化、16) 節水対策は全ての利水対策に共通

複数の治水・利水対策案の立案について 《 各方策の適用性判定（流水の正常な機能の維持）① 》

* 第2回検討の場説明資料より抜粋

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく17方策



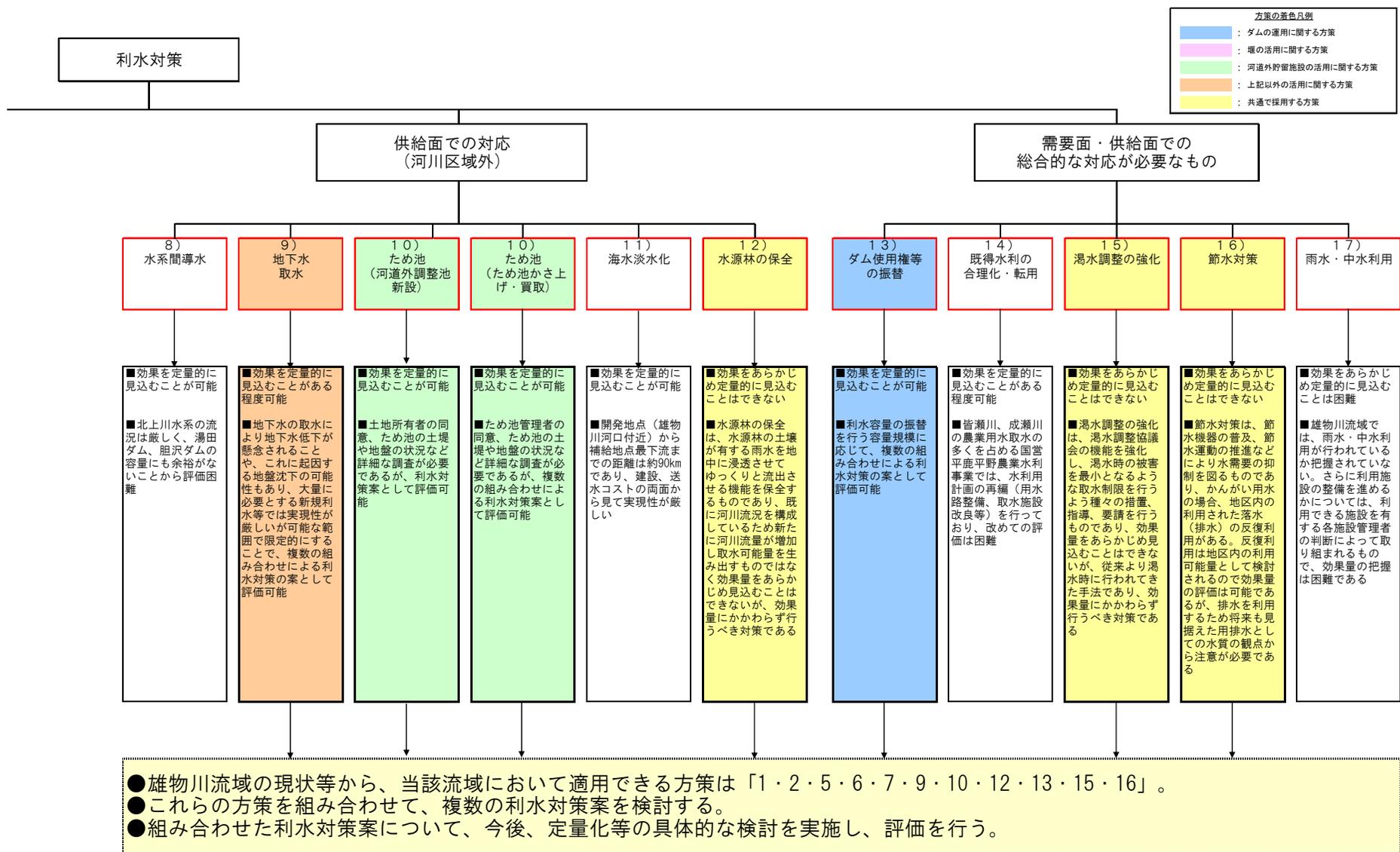
- 雄物川流域の現状等から、当該流域において適用できる方策は「1・2・5・6・7・9・10・12・13・15・16」。
- これらの方策を組み合わせ、複数の利水対策案を検討する。
- 組み合わせた利水対策案について、今後、定量化等の具体的な検討を実施し、評価を行う。

※方策 12) 水源林の保全、15) 渇水調整の強化、16) 節水対策は全ての利水対策に共通

複数の治水・利水対策案の立案について 《 各方策の適用性判定（流水の正常な機能の維持）② 》

* 第2回検討の場説明資料より抜粋

「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づく17方策



※方策 12) 水源林の保全、15) 湧水調整の強化、16) 節水対策は全ての利水対策に共通